



令和5年1月5日

トピックス ～ 令和5年度税制改正大綱速報 ～

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

令和4年12月16日に自民・公明両党から『令和5年度税制改正大綱』が公表されました。

今回の改正では、資産課税については「**相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等についての見直し**」と、消費課税については「**適格請求書等保存方式に係る見直し**」が特に重要な改正項目となっています。

今号は『令和5年度税制改正大綱』について簡単にご案内します。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

(1) 資産課税

相続税額を計算する場合、被相続人が死亡時に所有していた財産をもとに相続税額を計算するのですが、その被相続人が亡くなる前に被相続人から相続人に贈与した財産がある場合は、その財産の価額を相続税の課税価格に加算し、死亡時に所有していた財産の価額と共に相続税額を計算しなくてはなりません。

今回の税制改正大綱では、その贈与を何年遡るのが見直しされました。改正点は以下の通りです。

改正前 被相続人が亡くなる前3年以内にした贈与

改正後 被相続人が亡くなる前7年以内にした贈与

ただし、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円控除した残額を相続税の課税価格に加算することとなります。

すなわち、相続開始前3年以内の贈与は今まで通りに加算し、今回の改正で期間が延びた4年前から7年前に贈与した財産の合計額からは100万円を差し引いた残額を相続税の課税価格に加算することとなります。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(2) 消費課税

以前よりお知らせしていましたが適格請求書等保存方式（インボイス）制度ですが、その内容について一部改正がありました。令和5年10月より適格請求書等保存方式が開始され、消費税の仕入税額控除ができるためには、適格請求書発行事業者が発行する請求書しか認められませんでした。現行制度でも経過措置として、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは適格請求書以外の請求書でも80%が控除でき、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%の仕入税額控除ができます。

今回の税制改正大綱では以下の点が追加されました。

改正点

基準期間（※1）における課税売上高が1億円以下又は特定期間（※2）における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れに係る支払対価（税込）の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。

※1 原則としてその事業年度の前々事業年度

※2 原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間（給与特例は不可）

この改正で主に課税売上高が1億円以下である事業者は、適格請求書以外の請求書であっても、帳簿に一定の記載があり、その帳簿を保存すれば支払対価（税込）の額が1万円未満のものである場合は今まで通り仕入税額控除ができるようになります。

インボイス制度の見直しが続いております。今後も改正点等がある場合は随時お知らせします。



あけましておめでとうございます。



元旦の朝、ご来光を浴びて気が引き締まりました。予報では曇りがちとのことでしたが、幸先よく今年（も！、でしょうか）何となく上手くいきそうと、温かい陽射しに思わず手を合わせ家族全員の健康をお祈りしました。続く三が日も天候に恵まれ、のんびりと過ごすことができました。大晦日の恒例のNHK紅白歌合戦では、歌手の入れ替えが激しく、小生を含めた中高年にとってはほとんど初めて聴く歌が多かったことと思います。NHKも思い切ったイメージチェンジを図ったようです。とはいえ、3年ぶりの観客入りの大ホールでの迫力あるダイナミックな演出に圧倒されました。また、元日に放送されたNHK-BSでは石川さゆりさんのデビュー50周年記念コンサートを堪能することができました。60代後半と思われるのに、声量が全く衰えていなくて聞き惚れるとともに艶やかな振る舞いに魅了されました。

以上のように、プライベートな部分では比較的穏やかな日常が続いていますが、世の中の動きは残念ながら不透明さが増すばかりの様相になっております。ロシアによるウクライナ侵攻は遂に越年し、プーチン大統領に「待った」をかける妙案が見えておりません。

国内に目を転じて、岸田内閣は「聞く力」をセールスポイントとしたものの、どうやら聞き流しに終わっており、不祥事による閣僚の辞任（実質は更迭）が相次ぎ、人を見る目も曇っているようです。加えて、安全保障政策に関する十分な議論もなく、防衛予算を5か年計画で一気に43兆円を確保するという強行策を打ち出しております。野党はおろか、与党内部からも異論が出ております。安倍内閣ですら慎重にならざるを得なかった、国の進路を左右する一大テーマの議論を回避している様は、最早、聞く耳を持たない政治家と評されても仕方ないでしょう。遅かれ早かれ行われる総選挙において、その財源のあり方を含めて、防衛予算の中身につき徹底した議論が行われるよう、注視していく必要があります。一説によれば、近く訪米してバイデン大統領との会談に対するお土産ではないかと噂されております。

具体的には、1発で3億円もするトマホークという、移動式には不向きな、固定した基地に対する攻撃用の巡航ミサイルを調達するという計画です。以下に、後藤昌弘特許法律事務所報1月号の記事が大変辛辣に富んでおりますので、その一部をご紹介します。『トマホークは先制攻撃のための武器そのものなのです。…トマホークを持つことは日本に対する攻撃を招くことはあり得ても、日本に対するミサイル攻撃の抑止にはなりません。この点で、全く無駄な兵器だと私は思います。しかも、岸田内閣はこの費用の一部を増税でまかなうと言いはじめています。…増税し無駄な兵器を買うというのです。』

来たる4月の統一地方選挙や3つの衆院補欠選挙を皮切りに国政を含めた選挙において民意がどのように形成されていくか、この1~2年の動向が日本の将来の命運を決することになるやもしれません。

追伸

昨年末、金婚式を迎えました。昔のイメージとは雲泥の差があり、現役（並み）でこのような日を迎えることは我ながら想像できず、むしろ不思議な感覚さへ覚えました！「隣の芝生は青く見えるものです」と照れ隠しでの返答をしつつも、娘や孫たちからのサプライズなプレゼントや和やかな会食ができ、内心の嬉しさは格別のものがありました。この50年、世間並みに、山あり谷ありの人生でしたが、恵まれた夫婦であったように思われます。妻には、「50年間お世話になりました。これからが大変でしょうが、介護を含めて改めてよろしく願いいたします」と、面と向かって言うのは面映いものですから、この紙面を借りて感謝の言葉を伝えさせていただきます

《和奏・遼真通信》

和奏は校風が合っていて学校生活に馴染んでおり、放課後や休日にも友だちと過ごす時間が増えていますが、週に2日ほどは塾へ通って授業以外の勉強時間もそれなりに確保しているようです。それとともに、やはり身だしなみにも関心が高まっており、東京のお姉ちゃん（次女）と約束していた洋服や靴を一緒に選んでプレゼントしてもらい、ご機嫌でした。

一方、遼真は、甘えた仕草を発揮しながらも、学校から貸与されているタブレットを使いこなして、じいじとしては別世界のゲーム（簡単なソフト制作を含む）に打ち興じております。パソコンを一種のおもちゃ替わりに使いこなしている様を見ると政府が躍起になって普及を促しているDX政策は遼真達が成人になるころには当たり前のようになっているのではと感心もし、安堵している次第です。

(令和5年1月5日 所長 橋本)